

本多利明の歴史観に関する一考察

—寛政一〇年成立『経世秘策』「卷下」を中心として—

宮 田 純

はじめに

本多利明（寛保三（一七四三）年～文政三年（一八二〇）年）は江戸の算学者である。彼は算学・天文学・地理学・航海術に関する広範な知識を持ち、その素養を根源とした経世済民論を展開した人物であり、『自然治道之弁』・『経世秘策』・『西域物語』等が代表的論説として列挙できる。

これらの著述を考察対象として利明の独自性は度々指摘され、その思想は天明の飢饉を主な要因とする国内疲弊の状況やロシア南下の情勢に対する危機意識を前提とした提言に反映されており、ヨーロッパをモデル化した日本国家規模での国益創出論や植民地的開発論、武士階級主導の官営交易推進論等が特徴的な主張とされている。これらの見解は本庄栄治郎¹・野村兼太郎²・阿部真琴³・塙谷晃弘⁴諸氏の丹念な考察を基に検証されたものであり、本多利明の経済思想⁵に於ける総合的位置付けとして一般化されている。

筆者はこれらに代表される成果の更なる深化を志しており、本論では寛政一〇（一七九八）年成立の『経世秘策』「卷下」を採り上げ、その中に記された利明の歴史観⁶を分析対象とする。

徳川時代に於ける歴史書や歴史観を反映させた著述・書簡・編纂事業は多々存在し、徳川幕府編の『本朝通鑑』（一六七〇年成立）や新井白石の『読史余論』（一七一二年以降成立）、水戸藩の編纂事業としての『大日本史』（一六五七年編纂開始～一九〇六年完成）等、代表例は枚挙にいとまがない⁷。この傾向は個人の主觀に力点を於いたものや幕府など為政者側の意向を反映させたものなど、多種多様な歴史観の存在を浮き彫りにし、永田広志氏が「幕府の『本朝通鑑』や、水戸家の『大日本史』や、白石の諸著作は、多少のニュアンスの相異はあっても、政治的には幕藩制の弁明のためのものであり、過去に対する批判を現在の肯定、正当化に結びつけたものであった。然るに後期の史学は、必ずしもそうした性質を有せず、むしろ過去への批判を通じて現在への不満を洩らすが如きものとなり、幕藩制に対する批判的傾向に投じ、かかる傾向の生長につれて不平分子の間に広汎な通俗性を獲得した」と指摘する様に、徳川時代全般を通じて、歴史に対する関心や歴史観を反映させた様々な主張が存在していたことを例証している。そして、同種の事例の中に本多利明の叙述も含まれるのである。

利明の歴史観が古代からの通史的認識のもとで展開されたのは、先述の様に『経世秘策』「卷下」であり、同様のケースは他の著述では見当たらない。従って、この歴史観分析を通じて、同書に於ける主張の意図や叙述的構造の特質を明確化することは、利明の経済思想研究に新たな見解を

補完することに繋がるのである。この仮説を論証する為に、本稿では、二つの考察課題を設定した。一つは利明が歴史をどの様に捉えていたのかを明らかにする作業を通じ、歴史観の特性を追究するものであり、いわば、過去の様相そのものである歴史を対象とした認識論的立場の考察である。いま一つは、利明の歴史観が『経世秘策』「卷下」に於いて果たした役割に着目した分析であり、これは歴史観を対象とした機能論的立場の考察である。以上の二つの課題を念頭に置きながら、『経世秘策』に於ける本多利明の歴史観の位置付け⁹を行うことを本稿の総合的課題とする。

第一章 『経世秘策』の構成について

本多利明の歴史観分析を進める前に、歴史に着目した見解に該当する論説を含む『経世秘策』の全容について、若干の解説を行いたい。同書は「卷上」・「卷下」・「補遺」・「後編」の四論説により成り立つものであり、「卷上」・「卷下」は版本（木版）としての体裁を持ち¹⁰、狩野文庫蔵版に於いては両巻の冒頭に「無名氏著」¹¹と統一された著者名が記されている。又、「卷下」の最後に「印造三十部頒同志」と印字されていることを考慮すれば、公刊を目的としたものではない可能性が高い著述として理解できる。このような表現方法を傾向として持つ同書を構成する四論説の概説的特徴と、それぞれの相関関係を以下に明記しておきたい。

「卷上」は①焰硝（爆薬）活用論・②鉱山開発論・③船舶活用論といった三つの提言を展開したものであり、最後に「第四 属島の開業 此段憚る事の多ければ、爰に省きぬ」¹²として④属島開発論に関しては詳述されずに終わっている。以上、①～④の四つの具体策はいわゆる「四大急務」として総称される具体策であり、寛政七（一七九五）年成立の『自然治道之弁』の後半部に於いて展開された既存の提言を継承したものである。

この内容を受けて、「上巻は、四大急務の趣意を述るの大概なり」¹³という記載から始まるのが「卷下」であり、本稿で考察課題となる歴史観を展開しつつ独自の経世済民論を主張した部分と江戸に於ける①火災対策論②米穀の売り切れ論③夜盗論の三論策、いわゆる「三慮策」を記した部分等により構成されている。尚、「卷下」の最後に「右四大急務の趣意、三慮策の趣意、末世柔弱を、豊饒剛強に立戻し」¹⁴とあり、「卷上」・「卷下」両著は同文体の版本になっていることを考慮すれば、『経世秘策』の「卷上」・「卷下」は四大急務・三慮策といった具体策のもとで相互補完的に成立し、特に四大急務に関連した主張が「卷上」・「卷下」両論で展開されているということは両論説の提言の主旨が一貫していたことを証している。

更に「補遺」について言及すると「第四 属島の開業といふは」¹⁵という文言から始まるように、「卷上」で「憚る事」が多いという理由で省かれた提言を纏めた内容であり、「卷上」・「補遺」により四大急務が完結化され、「卷下」で四大急務を念頭に置きながら歴史観を含むその他の経世済民論及び三慮策を提起したものとして理解できる。

最後に「後編」についてであるが、同著は「此編に述る所は、前篇に述る所の四大急務に離て、別に新説を立て論たるにも非といへども」¹⁶という記載から始まるように、“前篇”で論じられた四大急務を意識されて著されたものであり、技術論・河川開削論・干拓論を「小急務」と名付けて各

論的に提起したものである。尚、利明は「卷上」・「卷下」・「補遺」について“前篇”を意味する表題を付していないが、四大急務というキーワードを触媒として“前篇”と「後編」が成り立っていることを考慮すれば、「卷上」・「卷下」・「補遺」で纏められた“前篇”的部分とそれを受けた「後編」¹⁷としての関係性が見出せる。そして、この「後編」に「寛政十戊午年冬十月魯鈍斎謹誌」¹⁸と成立年が記載されるのである。

以上、各著述を細分化し、相関関係に着目して『経世秘策』の全容についての解説を加えてきたが、その際、念頭に置かねばならないのは寛政七（一七九五）年成立の『自然治道之弁』との関係である。『自然治道之弁』は国内生産力の低下や士農の貧窮化に代表される当時の社会経済的問題の解決を求める提言を展開したものであり、同書の後半部に於いて、先述の四大急務を力説している点が特徴的な論説である。従って、『経世秘策』の基本的な政策的提言としての骨子は『自然治道之弁』の内容をそのまま継承したものである。この様に、幾年かの時間的推移を経た後、既存の見解に“若干の新たな見解”を付記し、四大急務・三慮策・小急務等で再構成した著述が『経世秘策』であるといえる。

以上の総称『経世秘策』の構成を前提として踏まえつつ、“若干の新たな見解”に該当する「卷下」に展開された本多利明の歴史観に着目した考察を進めてゆきたい。

第二章 『経世秘策』及び「卷下」に於ける提言の意図

前章で触れた四大急務に代表される経世済民的提言を論説の骨子とした『経世秘策』の主旨は「卷下」に於いても不变である。本来的に経世済民論とは政治論を意味し、その論旨は政治を実践する存在、いわゆる政治主体の位置付けや政治的介入を必要視された社会事象の把握、そして諸事象に適応した政策そのものにより構成される傾向がある。利明はこれらの要素を『経世秘策』全般に亘って反映させており、それらを強調する文言を持論展開に於ける主張の意図として明記している。本章では、利明の歴史観を構成する要素の価値を浮き彫りにする為に、前提的作業として『経世秘策』全般及び各論としての「卷下」執筆の意図を明らかにしてゆきたい。

「我も固より臣なれば、人も亦臣なれば、同物又同体の論なれば、論なし。論なければ止みがたく、日本に生を稟たる者、誰か国家の為を思ひ計らざらん。国家の為に悪きを悦び、善きを憎んや。然れば善事は俱に抜け悦び、悪事は俱に避け憎むべきは、固より日本に生を稟たる身の持前也。然るを当時の風俗左はなきのみに非ず、國の為家の為、宜しき萌あれば、妬奸讒佞の徒出て是を破るに至る。善事は常に弱く、悪事は常に強きは世の習はせにて、終に其善を遂ること能はず。富貴は得難く、貧賤は得安きが如し。是誰が過失より出たるかと、眞實に誠もて探索あれば、黙然として諦悟あるべきは勿論なり」¹⁹

この引用は「卷上」の冒頭のものであり、『経世秘策』全体の冒頭として、「卷上」・「卷下」両論説を包括する導入部としての役割も担っている文言である。ここには同書執筆の契機だけでなく、

利明自らの立場が記されており、日本人としての自覚に基づきながら、日本国家に属する「臣」としての社会的位置が明示され、この視点から提言を行う意志が表明されている。その際、「國家の為」という文言は、持論展開の意義を強調するものであり、提言の有用性を補強するのと同時に、利明の経世済民論が日本国家を領域とする規模にまで広がりを見せていましたことを示している。この「國家の為」という目的を基準として、それに適合するか否かの判断材料を「善」・「悪」という二元的見地で捉えながら、社会事象を分析する思考が反映されており、この視点から「当時の風俗」と象徴される、様々な社会問題を抱える当時の日本国家の様相が危機感を伴いながら憂慮されているのである。

そして、そのような状況を齎した存在について「誰が過失より出たるか」という問い合わせを投げかけながら、敢てその対象を明記しない手法で、為政者に対する暗黙の批判を展開している。尚、利明の著述方法に於ける傾向として、為政者を批判対象とする時には、直接それについて言及する場合と、言論弾圧を忌避する為の自己保身を意識しつつ、読み手との予定調和を前提として記さない場合があり²⁰、『経世秘策』の冒頭は後者に類する表現方法の一例として理解しうる。以上に於ける主張の意図は立案姿勢として『経世秘策』全体を包括し、「卷上」の主論である具体策としての四大急務の展開へと連綿してゆくのである。

では、これに続く「卷下」の場合、どのような意図が表明されているのだろうか。

「上巻は、四大急務の趣意を述るの大概なり。然れば一国一郡を治め、天下を治るも、此四大急務を用て治るときは、日本の曠野空山迄も、土地の限りは田畠となりて居村出来、其勢ひ盛んに行はれ、終に島々までも漸々と独開して、金銀銅山も独開し、百穀百果も追々年増殖して、天下の国用に不足することなし。此の如く成行く人民の増殖する勢ひを、折ぬやうに治るを善政とせり。是に逆ふを悪政とせり。万民の増殖の勢ひを国君大に誉め悦び、短なる所を扶け、長ずる所を賞すれば、万民増殖の勢ひ塞れずして、終に開業の所望悉く成就して、国家大に豊饒剛健となれば、武国の名に叶ひ、隣国迄も威服して、日本の属島とならん。其威勢具足の国情を、折ぬ様に介抱するを、撫育と云。皆は仕向一つにあることなり。一国一郡を治るも、天下を治るも、庶人の一家を治る意味に異議あることなし。富くなるも、貧乏するも、主人の心意にあることなり」²¹

この「卷下」冒頭の文言は「卷上」の内容を受けて、四大急務を具現化する必要性を再び強調しながら、万民の生活不安を払拭する様々な効能が反映された状況を展望したものであり、「豊饒剛健」と記される国家像が理想化されている。ここで注目すべきは「国君」と明記されている様に、明らかに為政者を念頭に置いた経世済民論を展開する意志が明示されている点である。この政治主体たるべき存在の実践的行動が「庶人の一家」・「一国」（藩）・「一郡」・「天下」（日本国家）といった様々な領域に対して汎用性を持つものとして示されるだけでなく、行動そのものが「善政」・「悪政治」という対称的局面への帰結を導くものとして捉えられている。これは、「卷上」冒頭同様の

二元的見地を背景とした事象認識であり、その観点に基づきながら為政者の役割を論ずることが利明にとって重要な課題であったことを示唆しているといえよう。

更に、この役割について詳述すれば、「仕向」・「主人の心意」と記すように、諸事象に適応した為政者の知見や人々を誘導すべき社会的使命、そして為政者主導に拠る政策的介入という人為の必要性と影響力、更に統治の役割を担う為政者と万民の生活そのものを媒介とする関係性に着目した発想を抽出しうる。但し、これらは、為政者という個性的立場に付与される支配力・誘導力を認めつつも、「富有」・「貧乏」といった帰結的成果に対する責任の明確化を要求するものもあり、利明にとって為政者とは、その社会的存在意義において特性・通性の両面から常に価値判断されるべき対象であったといえよう。

このように、四大急務の有用性と為政者の役割を念頭に置いた経世済民論の展開を試みた利明の意図は、「卷上」から「卷下」へと連動しており、「卷上」・「卷下」の両著は思想的一貫性²²のもとで成立したものとして検めて理解できる。

以上の特徴的役割を持つ「卷下」冒頭に於ける利明の意図に続いて日本の通史に関する描写が続くのであり、この「卷下」の冒頭部は提言者としての立場を明示する意図と歴史観の連動性を示唆する叙述的役割を担っているのである。

第三章 日本の歴史に関する認識

『経世秘策』「卷下」執筆の意図は前章で明らかにした通り、四大急務の有用性と為政者の役割に着目したものであり、それを反映した形で日本の歴史叙述が展開されてゆく。本章では利明の歴史観に関する記述を分析対象とし、歴史の法則性に関する観点から過去がどのように解釈されているのかに着目しながら、利明的歴史観に於ける独自性の抽出を試み、更にその歴史観の反映的帰結である経世済民論への関わりを通じて歴史観自体の機能的役割を明らかにしてゆきたい。以下、論旨を明瞭化する為に〈1〉神武帝～豊臣秀吉の時代・〈2〉徳川時代の二つに叙述を分割し、〈1〉・〈2〉両部分の関係性や役割に留意しながら考察を進めてゆく。

〈1〉 一神武帝～豊臣秀吉の時代観一

利明に拠る日本の歴史叙述は神武帝についての描写から始まるが、それとの関連に於いて注目すべき前文が付されている。それは、

「如斯明白なる四大急務にて、片時も懈怠のならぬ大切の国務を、今の世までも取らざるは不調法の至りなり。倩其根源を探索するに、其嚮八百余年の戦国にて、武弁の道にのみ生涯の精心を竭せしゆへ、自然治道を得べき寸暇なく、至極尤のことなり」²³

という記述である。これは導入部として先に触れた四大急務と歴史観の関係に於ける連動性を再確認しうる文言であり、日本の国家的政策である四大急務の採否を基準としながら、「今の世まで」

を分水嶺として区分した発想として理解できる。そして、不採択が継続する状況である「今の世まで」を包括的な批判対象に位置させているのである。その上で「今の世まで」を継続させてきた要因を「根源」と強調し、その理由を、八百年に亘る「戦国」状態に求め、この状況下に於いては「武弁の道」が常態であり、「自然治道」を導入する契機すらなかった過去が認識されているのである。

ここで、「武弁の道」と対称的な意味を有する「自然治道」という文言について詳述しておきたい。「自然治道」は寛政七（一七九五）年成立の『自然治道之弁』を端として『西域物語』等の著述にも数多く散見しうる常套句の一つであり、利明の経世済民論の中心に座する理念として位置付けられている概念である。この理念は人間の社会的繁栄に集約される理想的状況を当然の成り行きとして創出する為の政治主体主導に拠る政策原理としての意味を持ち、具体策四大急務に反映されているものもある²⁴。

それを踏まえれば、理想とする経世済民的理念と相反する「武弁の道」とは民意を反映した実践的政策に委ねることなく、軍事力を背景とした権威や武力そのものを支配の手法とした独善的な方針として解釈することができる。又、八百年に及ぶ「武弁の道」継続期が示唆するのは、平安中期頃からの源氏・平氏に代表される武家の台頭と争乱、そして武家政治の展開を意識していたとみられ、武家に拠る国政上の実質的支配と常態化していた戦乱そのものを融合させた認識が表現「武弁の道」に含有されていたといえよう。

以上に續いて、

「その勢ひを論ずれば、抑我邦□神武帝一統の業を興し給ひ、山沢通じ万民を救ひ給ひしより、漸く人道行はれ、日本國中に國の守を置き、政事悉く天子より出で、□皇統連續し、今の世までも、臣下として□帝位を奪ひしことなく、たとへ暴惡の臣出来ることありても、王子の内へ反逆を勧め、天子を居替へ、已は権威を恣にし榮耀を極んと欲るのみにして、□帝位を篡逆せしことなく、是異國と我邦別あつて、神國の風儀とも仰ぎ貴むべき所なり」²⁵

と日本の歴史を通史的に捉えた記述が始まるのである。この引用と前文の関係に着目してみると、四大急務を未採択としていた過去が批判され、この具体策の根源「自然治道」が史上に於いて展開されなかった因果を明示する為に、日本の歴史が回顧されていることに気づく。従って、四大急務及び「自然治道」が具現化されたか否かという過去の捉え方が利明の歴史観に影響を及ぼす判断基準として機能していたと理解できる。

それを前提としながら、統治者としての基を神武帝に求め、その治世を好意的に捉えている。それは「人道」と抽象的に表現されているが、文脈から人々の生活に即した政策としての理解が適宜であろう。そして、帝に対して臣が政治主体としての実権を掌握する事例の発生を補足しつつも、帝位の篡奪迄には至らなかった事跡が示されている。

ここで注目すべきは、神武帝に端を発する皇統連續²⁶が称賛され、異国の歴史と対照化されてい

る点²⁷である。この「皇統」²⁸に関する問題関心としては、嫡系・傍系に特徴付けられる血脉に着目したものや、シンボル三種神器の所持²⁹に正統性を求める見解、そして中国の易姓革命との比較や皇統の起点を外国人に求める泰伯説等の代表例から多岐に亘る歴史観が主張され（代表例：北畠親房・林羅山・熊沢蕃山・新井白石・水戸藩・頼山陽等）、場合によっては一般化されていった趨勢・傾向があり、「皇統連續」についても中村安宏氏が闇斎学派や会沢正志斎に代表される「世界のなかにおける日本の優越を「忠」などの君臣間の道徳の優秀さにおいて捉え、その証しを皇統の連續に見ようとする思想（君臣道徳にかかる天皇觀・皇統意識）」や林述斎・尾藤二洲・佐藤一斎に代表される「古代律令制以来の官位制や、天皇が制定の機能をもつ暦法などの伝統的な文物制度が保持されているという面に於いて捉える皇統連續觀（文化保存にかかる天皇觀・皇統意識）」の存在を指摘³⁰しているように、利明と同時代人の解釈も多様性を持ちながら展開されていた状況があった。

但し、利明自身は皇統連續の意義やその正統性に関わる詳細な見解を示しておらず、抽象的な表現に終始していることを考慮すれば、ここで示されている利明にとっての「皇統」とは絶対的な国家的支柱であり、日本の歴史を構成する要素の一つとして存続すべき対象であったと解釈できる。その上で、様々な資質を持つ臣との関係性を考慮しながら、継承し続けた経緯を「神國の風議」³¹として好意的に捉えているのであり、佐藤弘夫氏の「近世の神国論は、まず天下人となった秀吉や家康周辺の仏教者から発せられた。次いで林羅山・熊沢蕃山といった儒者にその主張が見られるようになる。江戸中期以降は神道家や国学者をはじめ、心学者・民間宗教者の著作や通俗道德書などに広く散見するようになる」³²という指摘に基づけば、傾向としての「神国」論の広汎性と一般化の影響下に利明も置かれていたと理解できる。

この「神国」日本と相対化されているのが「異国」であり、これはおそらく易姓革命を背景とした中国の歴史的変遷を念頭に置いていると推測されるが、様々な王朝・民族に拠る王位の非連續性を対置させながら連續性の象徴である「皇統連續」から日本の独自性を導き出し、尚且つ、「仰ぎ貴むべし」と最上級の賛辞を寄せているのである。従って、この皇統連續是認觀は皇統の存続に関する見解を含めながら利明の歴史観を構成する不可欠な絶対的要素として理解されていたと位置付けることができる。

しかし、この称賛すべき対象について、利明は次の様にも記している。

「然れども口皇統にも明暗の二つは稟得給ふにや、或は賢臣を用て世静かに、或は佞臣を寵して天下騒がしく、色々あれども、神武の仁徳廢れずして其驗あきらけく、扱又明暗より世々盛衰昇降あり」³³

ここでは、天皇と臣の関係が示され、天皇が賢臣に補佐された場合は「世静か」で「明」という好意的な評価となり、逆に佞臣が補佐した場合は「天下騒」の状況となり「暗」という批判的な見解を示したものである。

これは皇統連續を永続性の伴った常態として当然視しつつも、臣の資質との関係に拠り社会状況自体は「盛衰昇降」という表現に象徴される様に、可変性を伴いながらも結果として時勢の変化を齎すという摂理を示したものであるといえよう。この摂理に関連して利明の特徴的觀点を更に補足すれば、「賢臣」—「静」—「明」・「佞臣」—「騒」—「暗」という二元的歴史構成觀のもとで日本の歴史を捉える態度は利明特有の二元觀を再度強調しうる例でもある。そして、この摂理を更に補強すべく、「明」・「暗」状況それぞれの発生事例としての歴史的動向が次の様に通史的に記されるのである。

「人王六十八代□後一条帝の時、摂政道長權を擅にせしより、兵乱諸国に萌し、平の忠常兵を起して總州を動乱し、打続き奥羽大に亂れ、前九年後三年の戦ひ、頼義・義家忠誠を励み、漸く平均せしに、保元・平治より元暦・文治の頃に至る迄、王都の大乱、重盛如き賢臣あれども、是を鎮ること能はず、不幸にして身まかり、清盛暴悪いよへ増長し、頼朝平家を追討して、天下少しく靜謐せり」³⁴

これは、臣の行為とそれが齎した様相を編年的に記したものである。先ず、藤原道長の治世を「兵乱」の発端として批判的に捉え、その後の前九年の役・後三年の役については源頼義・義家の「忠誠」に基づくものであると賞賛し、次代の平清盛に対する批判的描写を経て、源頼朝の平家討伐に拠る「天下静謐」への道程が示されている。特に、この「静」を齎した源頼朝については

「頼朝は鎌倉に居ながら、征夷大將軍の宣旨を蒙り、運に乘じ權威に募り、天子を蔑如して世上に大天狗と悪言せらる。剰へに日本惣追捕使を押し賜り、諸国に守護を置替へ、莊園に地頭を居へて是を治む。□神武以来の郡県の法を封建に改革し、天子はあてがい世帯となし、今迄所持の田畠を失ひし百姓に等しく、天下は恣に武家一統となせり。天下の人力足らざる故、悉く威服すれども、人道に於ては仰ぎ貴び、心服すべき大将に非ず。神明其不道を罰し給ふにや、頼家は時政に弑せられ、実朝は公暁に害せらる」³⁵

と記す様に、征夷大將軍となり、諸侯を封建制度下に統括しつつ、獲得した軍事力・経済的基盤を背景として、武家に実質的統治権力が移動した状況が示されている。但し、この様な社会を創出した頼朝を好意的に評している訳ではなく、むしろ「運」に拠り政治的權威を獲得し、配下としての立場に相応しく仕えるべき帝を蔑ろにして政治主体と化した臣として、批判的に捉えられており、因果応報にそぐう末路として、後日、神罰のもと後継の頼家・実朝の死により一統が断絶した経緯が記されている。

以上の皇統に供すべき臣としての藤原道長～源頼朝觀から特徴的觀点を見出せる。それは、皇統に対する忠誠を尽した臣は称賛の対象として、逆に皇統に対して不忠な存在については批判的觀点を利明が有している点である。利明は先に皇統の下での臣の在り方について「賢臣」—「明」・

「佞臣」—「暗」という基準に則り描写を行っていた事を念頭に置けば、本来的に臣である武家は実質的に政治主体化したとしても皇統に対する敬意・忠誠心を本質的態度として表明すべきであり、更に、この様な心性を抱く政治主体が天下静謐を齋すべきであるという論理を理想化していたと理解できる。但し、この理想的に捉えた論理と現実は必ずしも合致しない歴史的事実にも注意が払われており、「賢臣」であっても「騒」的状況を治めることができなかつた平重盛や、逆に「心服すべき大将」ではなく「運に乘じ」て「静」を齋した源頼朝の事例に特筆されるように、理想性を伴った論理とは乖離した不条理な現実を歴史的経緯に於ける実態の一つの姿として受け止めているのである。

この観点は「『頼朝没して後僅に二十一年にして、北条に国柄を奪はる。時頼万民を憐み、天下の為に身を困め、藤綱を用て天下暫く静謐せり。高時に至て、奢侈大に増長して、□後醍醐天皇を隠岐へ流し奉り、日本國中大に乱る。藤房・正成忠誠を竭て、□後醍醐帝を隠岐より還幸あつて重祚し給ひ、頼朝以来百四十余年武家一統の天下を、再び公家一統の天下に復す。高時は義貞に討れ、北条九代百十年余年にして滅亡せり』³⁶と記されるように源氏政権の次代の描写にも継続され、北条氏が実権を掌握し、「賢臣」的人物である北条時頼・青砥藤綱の治世下に於いて「静謐」の状況が訪れた後、臣であるはずの北条高時が皇統としての意義を持つ後醍醐天皇を隠岐へ配流する、いわば臣としての逸脱的行為により騒乱状態へと転化し、それに対して藤原藤房と楠木正成は臣としての重要な心性である忠誠を後醍醐天皇に尽して北条氏を滅亡させ、その後、後醍醐天皇を政治主体とする建武新政を行った事跡を先述した歴史観を含有させながら展開しているのである。

そして、この様な歴史的変遷の描写の後で皇統に対する臣下としての在り方を力説した文言が示される。それは、先ず、「又公家一統の天下となりしに、□天皇佞臣の讒を信じ、准后の内奏を用ひ給ふ故に、賞罰に明ならず。時に尊氏、厚く賄賂を贈て准后・佞臣へ媚び詔ひ、内奏を以義貞を讒せし故に、尊氏が功薄けれども、賞は義貞に優れり。是より以後、新田・足利と確執となり、互に威を争ふ。藤房は諫兼ねて遁世せらる』³⁷という様に、後醍醐天皇の親政に拠る建武政権の治世が「佞臣」の為に乱れ、それに取り入った足利尊氏の台頭を前提的導入として批判的に記した後、忠誠心に関する本来的な意義を示すべく、理想的心性を備えた臣として楠木正成の事績が次の様に展開されるのである。

「楠正成は智仁勇兼備の大将にて、自立せば天下をも掌握するとも安かるべけれども、一たび天子に頼まれ奉りたる信義を守りて、其功莫大にして賞は尊氏に劣れども、少しも恨むる色なく、一毫も不忠の行ひなく、心を尽して忠勤せしが、程なく又世乱れて、□天皇再び芳野へ入給ふ。正成さまべーと忠諫を奉れども、佞臣はを妨ぐ。所詮天下は又武家に奪はれ給ふべきを見かぎり、時勢を待て公家へ天下を一統すべしと未然を察し、細々と教戒を子弟に遺し、潔く湊川に討死ありし始末、一点の瑕なく、中々凡將の及ぶ所に非ず。古今未曾有の俊傑にて、人の臣たる者、龜鑑として仰ぎ貴ぶべきは、正成のみなり。義貞は勇将なれども、勾当の内侍に心を蕩かし、軍を怠て終に敗北せり。正成と同日の論にあらず』³⁸

この「智仁勇兼備の大将」・「古今未曾有の俊傑」という、これ迄採り上げてきた他の臣に於いては見られない最上級の賛辞でもって評された楠木正成に関する記述³⁹は、文章の分量面からしても利明にとって重要視されていたことを窺わせる。この傾向は宮崎道生氏が指摘した「江戸時代に入ると『太平記』の影響は大きくなり、儒学者にもそれが及んで正成讃美は早く羅山に見られ、子の鷦峰・孫鳳岡にもそれは著しいことであり、やや後れて元禄年間には水戸光圀の有名な湊川建碑ともなる」といった趨勢を念頭に置けば、利明もその影響下に置かれていた可能性を指摘しうる。

その正成像を通じて利明が強調するのは、武将としての戦闘能力や実際的な統治能力ではなく、皇統に対する臣としての在り方であり、そこから、皇統と臣の理想的関係について何を基準として捉えていたかを抽出することができ、天皇の要請に応じて「信義」を守り、一貫して「不忠」の行いがなく、主体的に「忠勤」を実践した正成の行動姿勢が好意的な評価対象となっているのである。これは皇統と臣の関係性に着目した、いわば、君臣関係観の範疇に属する見解として解釈することができ、君と臣の間を繋ぐ「信義」関係や、その反映としての実践的行為である「忠勤」、更に、君に対する臣としての立場を逸脱しない自己認識が一人物の生涯を通じて一貫して継続された事例として憧憬視されているのである。

それだけなく、正成の臣としての態度からは次の様な特徴も抽出しうる。それは「功」という成果に対する「賞」という評価を正成が目的視することなく「忠勤」に励んだという点である。経済的側面から見れば、非生産的な関係性としても理解しうるものであるが、例えそうであったとしても、利明による主張の力点が理想的君臣関係を保ち続けた姿勢の称賛にあることを念頭に置けば、君に対する「功」が重要視されるものなのであり、その点に於いても正成は理想化されているのである。

但し、臣として理想的な正成という存在が史上に登場したとしても、現実的に社会は乱れ、佞臣の暗躍により皇統の権威が失墜し、「時勢を待て公家へ天下を一統すべし」という教戒を後世に残しつつ、理想的臣である楠木正成が討ち死にしてゆく様相が描写されているように、利明は不条理な現実の面も見落としていない。これは、先に示した利明の歴史観の特性の一つである二元的歴史構成観と不条理な現実観が反映されたものとして、歴史観の一貫性を再度確認しうるものであるといえる。

この楠木正成描写を通じて強調された理想的君臣関係観は絶対的存在である皇統と分相応の立場をもつべき臣の関係が永続的に秩序を形成すべきであるという見解として理解でき、理想的人間関係とそれにより創出される社会に対する渴望が歴史叙述を通じて主張されているのであり、不条理な現実観を踏まえた上での理想的君臣関係観が利明の歴史観を構成する重要な要素であったと位置付けることができる。そして、この理想的君臣関係観を基準に過去を照射した場合、これを具現化した実例として「人の臣たる者、亀鑑として仰ぎ貴ぶべきは、正成のみなり」と後世に伝達すべき意義を念頭に置きつつ正成に利明自身の見解を投影させているのである⁴¹。

その様な理想の例示とは対照的に、「尊氏は頼朝に似たる所あり。運に乗じて征夷大將軍に自立し、剩へに、□後醍醐天皇を襲ひ奉り、□光嚴帝を重祚なさしめ、自らは權を恣にして、終に又武

家の天下に一統せり」⁴²と記す様に後醍醐天皇という皇統を襲うという様な、利明が理想とする君臣関係観と相反した逸脱行為を実践し、「運」により実権を掌握した、いわば不条理な現実の具現者である足利尊氏等の臣は不「忠義」な比較対象として正成と対峙させられ、この批判的文言が、理想的人物である正成の存在意義を更に強調させる役割を担っているのである。

この様に、持論の反映的人物である楠木正成に着目した通史的展開の後に、

「扱足利十五代二百余年の間、將軍職を相続せしかども、段々末ほど名のみにて暗将なる故、天下の兵革止む時なく、諸国蠶起して群雄面々他国を侵し掠ることを恣にせり。信長は今川を討て、武威天下に振ひしが、光秀兵を起し、信長父子を襲ひ弑す。秀吉、明智を誅伐して、天下悉く帰服し、日本國中平均せり。秀吉、関白に経昇り、其後、関白職を秀次に譲りて太閤と称す。古今独歩の大量にて、日本平均せしが、是より三韓を退治し、入唐して大唐の国王とならんと、已に朝鮮攻ありしが、慶長三年八月十八日、六十三歳にて薨去せり」⁴³

と、その後の様相が記される。

ここでは「暗」将と称された足利政権発足以降、戦国の世となり、利明の認識に於いて「騒」の状況が二百年間継続し、それを織田信長・豊臣秀吉の順で平定した天下統一過程が表わされているが、実に簡略的な事実の羅列に終始されている。これは前出の楠木正成描写に対する扱いの違いとして理解することができる。但し、豊臣秀吉について⁴⁴は、これ迄採り上げた史上の人物とは一線を画した異質の出自から国政を担う為政者として立身した経緯を念頭に置きながら、異色の人物としての存在意義を認めており、それは「古今独歩」と記した表現に集約されているのである。

これまでの神武帝～豊臣秀吉の時代迄の歴史叙述分析を通じて特に強調しうる点は、皇統連続は認觀や二元的歴史構成觀、そして理想的君臣関係観に代表される歴史觀の特性を根底的基準とし、為政者に着目した視線に基づいて実質的政治権力の推移を過去の全容として捉えた思考であり、その期間に存在した複数に及ぶ人物の中でも理想的存在である楠木正成の在り方を美化する為に、歴史的全容を正成像描写の背景へと位置させた手法にある。従って、正成以前・以後（豊臣秀吉の時代迄）の歴史的経緯は正成の存在意義を強調する為に用意されたものであるのと同時に、利明の主張を際立たせる作為的な発想のもとで描写対象へと位置させられた一連の根拠として理解することができる。この見解に基づけば、徳川時代以前の歴史叙述に反映された歴史觀の特性の一要素にこの叙述方法自体も含めることができるといえよう。

〈2〉 一徳川時代觀一

以上の様な特性を持つ歴史觀のもとで展開された日本の通史的描写の後に、利明在世時に於ける政治主体の根源ともいべき徳川家康に関する記述がなされるのである。それは、

「太閤没後、大小名大半関東へ帰服せり。□神君は智仁勇、文武兼備の大将にて、慶長八年征

夷大將軍の宣旨を蒙り給ひ、□大御所と称し奉り、秀頼、百万石の蔵入にて、大坂の城に居住ありしが、生質暗弱なる故、佞臣恣に議して関東を襲んとす。徳川家固より豊臣家の臣にあらず。是を討て不義とせず。太閤、後事を頼み置れし信義あれども、秀頼大将の器侍らず。其儘にして差置給はゞ、天下泰平を得ること能はず。□神君はや御齡七旬に超へ給ふ故に、急に秀頼を亡し、仁政を施し万民を救ひ給ふ。三百年來の兵革一時に止んで、日本國中鼓腹して万歳を唱ふ」⁴⁵

という文言から始まっており、慶長八年（一六〇三）に家康が征夷大將軍となり、後に豊臣家を滅ぼした経緯が示されている。それについて注目すべきは「神君」⁴⁶徳川家康に関する個人的評価⁴⁷と天下統一過程に着目した見解であり、そこから歴史観に於ける特性の反映を何点か検証することができる。

一点目は家康が朝廷から「征夷大將軍の宣旨を蒙り給」った事跡から抽出し得るものである。武家の棟梁としての役職を宣旨として拝命することは、皇統の存在を是認する立場を自覚するとの同義⁴⁸であり、和歌森太郎氏が示した「形式上は源氏・足利氏の幕府づくりの型を踏襲した。朝廷としてはあくまでも、武家一同を支配する権限を家康に委せたつもりであった。ただこの時代は、武家領はほとんど全国にわたっている。全国的支配の実権が天皇から徳川家に保障されたことになる」⁴⁹という実態としての委任統治を背景としながら、任命する側とされる側双方に拠り成り立つ君臣関係の顕在化として捉えることができる。従って、家康の征夷大將軍就任を通じて皇統連続の意義を再確認しつつ、君・臣により形成される本来的な秩序の在り方を提示した意味合いを持つ文言として解釈することができ、尾藤正英氏の「近世社会の枠組みとしての国家体制が、その実質においては新しく歴史的に形成されたものでありながら、形式上では、古代以来の伝統的な国家体制を継承するという形態をとっていた」⁵⁰という指摘に顕著な近世社会の構造的理解に則る認識であるのと同時に先述した皇統連続是認觀・理想的君臣関係觀に代表される歴史觀の特性に基づく見解として理解することができる。

二点目は天下統一過程から導き出せるものである。「徳川家固より豊臣家の臣にあらず。是を討て不義とせず」という文言に集約される様に、徳川家と豊臣家の両者間に君臣関係は不成立である。従って豊臣家に対する「不義」は存在せず、それが徳川家側の豊臣家征討の論理的根拠となっているのであり、豊臣家対策を念頭に置いた天下統一過程に関する行為の正当性を裏付けるだけでなく、利明の歴史觀に於いて重要視された理想的君臣関係論に則った姿勢が好意的に評価されているのである。

この事績に関しては更なる注目点も指摘しうる。それは、大坂方の大将豊臣秀頼を「生質“暗”弱」、配下の者を「佞臣」と記した部分に顕著である。ここで「佞臣」—「騒」—「暗」の論理に拠り成り立つ社会状勢を歴史的一面として捉えた利明の二元的歴史構成觀を再度思い返してみると、大将秀頼を筆頭とする大坂方の構成員は「騒」を齎す存在として規定されていることに気付く。従って、不条理な現実を齎す可能性を持つ「佞臣」・「暗」としての大坂方を征討する事は、批判対

象となる「騒」状態を未然に防止するといった面から正当な行為として捉えられているのである。

このように徳川家による天下統一過程に於ける豊臣家征討の事跡は、皇統のもとでの臣である征夷大将軍という立場と豊臣家の臣ではないという両方の立場が、理想的君臣関係論の反映として意識されており、それに二元的歴史構成觀を融合させた見解として理解することができ、利明の歴史観に含有される特性に則った理想的な事例として徳川家康の立場・行為が是認されていると位置付けられるのである。

更に、今一つ見落としてならないのは、家康を「神君は智仁勇、文武兼備の大将⁵¹」とし、最上級の賛辞を送っている点である。この文言は「智仁勇兼備の大将」と記した楠木正成の評価と同等のものであり、個人の資質に着目しながら、家康・正成の両者を史上に於ける理想的人物として捉えていることがわかる。そして、正成が「佞臣」の暗躍などに拠る不条理な現実の犠牲者として不遇の生涯を終えたのと対照的に家康は理想的君臣関係を貫き、更に「佞臣」を含む大坂方の存在という不条理な現実を打破し、理想的な状況を創出したことを念頭に置けば、家康・正成両者を個人的資質や理想的君臣関係に於ける完遂の面で並置しつつも、歴史観から抽出しうる理想的願望を実践・具現化し得た点に於いて、利明は家康の存在意義について正成より若干価値のあるものとして評価を下していたと理解できる。

以上の特徴を持つ利明にとっての家康像は歴史観から導き出した理想像の反映的人物であり、詳述すれば、皇統連続是認観に則った征夷大将軍という立場に座して皇統との理想的君臣関係を貫通し、更にこれから逸脱することなく大坂方を征討して天下統一を成し遂げ、資質の面に於いては、それまで利明が理想的に描写してきた楠木正成以上の評価を与え得る存在意義を持ち、更に、正成を不遇の状況下に置いた不条理な現実を踏破して、二元的歴史構成觀の理想的一面である「賢臣」—「静」—「明」に象徴される理想的社会を具現化した人物として認識していたと纏めることができる。

これらは〈1〉—神武帝～豊臣秀吉の時代観一に於いて明らかにした利明の歴史観の特性全てを満たしており、利明が過去に於いて憧憬した理想を実践し、更に理想的な現実を具現化し、後世を創出したという理解に基づけば、利明の理想的歴史観を反映させた対象としての役割を家康像は担っていると位置付ける事ができる。

このように評価された家康像が創出した社会は「斯る世に生れて太平を樂むは、皆□神君の御仁徳なり。仰ぎ貴び奉るべし。□神君、御威徳を以、強きを押へ弱きを救ひ給ひ、三百年来止むときなき干戈忽に鎮りて、弓は袋、鎗は鞘に納る」⁵²と記される様に、「太平」の世として示されている。これは、社会的恩恵を享受している自覚を万民に要請したものであり、読み手を意識して利明から発された歴史的正当性を根拠とした「神君」⁵³の御代としての徳川社会全体像の概観的把握である。そこに内包される真意は、家康個人のみならず、家康の存在意義の反映である後世の時間に敬意を表すべきであり、「仁徳」⁵⁴に象徴される徳川家康の行動的価値だけでなく、影響的価値の重要性を示唆したものとして捉えることができ、利明にとっての現実である徳川幕藩体制社会を是認する立場の明示として理解することができる。

但し、この後世に連綿する概念としての家康像を強調した直後に、利明は

「此時に當て四大急務を以治るときは、日本國中の諸土產物の価、悉く皆平均して、万民恨悔の根葉も絶へ果、心底より正直になりて、万民より治まる道を勤て、治めざれども万歳の基を開くの真策は、四大急務にあるなり。万民の心底正直にあらざれば、永久に國天下を保ち難きゆへにや」⁵⁵

と実に興味深い文言を記している。これは「此時」に該当する徳川政権創成期の段階で四大急務を導入していれば、物価の乱高下が収束し、それに伴う万民の社会生活が安定化され、「正直」という心性が行動意識として万民に普遍化される状況を齎していたという推測を含めつつ慨嘆したものであり、真意としては、利明の持論である四大急務導入が図られないまま当代に至った経緯とその帰結である当代の社会状況という現実に対する不満そのものといえる。尚、徳川幕藩体制創成期に於いて四大急務の導入が図られなかつたにせよ、「正直」という心性については「□神君の□新將軍への御遺戒にも、天下の政事聊も私曲なく、正直を本とし仁を專にし給ふべしとなり。是万人の鑑となり給ひ、万民を正直に仁義に習はしめ給へとの御教示なり。是威權のみにして服さしめ給はず、仁徳を施し、天下を泰平になさしめ給ふなり」⁵⁶と後継者に伝えた家康の遺戒を通じて普遍化を試みた形跡が示されており、為政者主導に拠る万民教導化が徹底されなかつた為に、当代の不安定な状況が発生しているという皮肉を込めた見解を四大急務と心性「正直」の相関関係に着目しながら記しているのである。

これまで家康像の礼賛に終始してきた記述に対して、異質な内容を示唆するこの二点の引用は「然るに近世の有様を見るに」⁵⁷と続けるように、利明にとっての現実的社會に於ける問題点の指摘へと繋がる。その実態として把握されたのは、

「家臣の宛行を借揚げ、商賈の借財を償といへども、減ぜずして却って増殖すること常なり。
(中略) 俗に所謂借財の淵に沈み果、子々孫々更に浮む瀬なし。後には商賈の意に任せ、所領を渡して仕送を請け、公私の用を達すれば、冥加を思ひ天職を守り、農民を撫育する杯は思ひもよらず」⁵⁸

と記す様に為政者である武家の困窮状態の描写であり、商人からの借金に頼り、その状態から解放されない様相を示すと共に、為政者側の政治主体としての対応が農民救済に反映されていない様相が指摘されている。それだけでなく、「癸卯以後三ヶ年、凶歳饑饉にて、奥州一ヶ国の餓死人数凡二百万人余、固より不足なる農民なるに、如レ此の大造なる餓死人ゆへ、夥しき亡処出来せり。それに矢張り今に間引子の悪俗止まざれば農民減少し、終に断絶の勢ひあり」⁵⁹とも記す様に、飢饉の発生に拠る農民の疲弊状況の発生が生産力の低下へと連鎖してゆき、それが更なる農民減少へと繋がる悪循環として認識されているのである。これらの利明が悲観的に捉えた状況は、社会不安

の要因を指摘しているだけでなく、徳川時代を構成する根幹的規範の一つである身分秩序の瓦解を不安視する態度として理解することができ、それまで士—農—商という常識的秩序が形骸化され、富の集積状況に於いては商—士・農という構図が常態化した徳川時代中・後期の時代背景を示すものである。利明はそれを「近世の有様」として批判的視座のもとで問題視しているのである。

その状況下に於いて為政者がすべきことは、「爰に厚く介抱、撫育せざれば、此悪俗は止めがたし。依て明君の出給ひて大慈大悲の制度建立あらば、年を歴ずして其悪俗止み、国家豊饒の勢ひを生ずべし。」⁶⁰と記す様に「制度」に象徴される政策の導入であり、それを端緒とすれば、問題対象であった農民疲弊状況からの救済が可能となり、ひいては武家の困窮状況からの脱却を促すことには繋がり、最終的には「国家豊饒」化された理想的社会の創出に至ることが期待されているのである。その「制度」とは具体的に何かといえば、

「此四大急務の趣意を会得して國家に施し敷ば、農民救を蒙て、間引子も漸く薄くする一助ともなれかしと思ひ微意あればなり」⁶¹

と強調するように、徳川政権創成期に導入がなされなかった四大急務を指し、理想的な史上の人物徳川家康に欠如していた要素を補う有用性を指摘するだけでなく、過去から当代への社会経済事情の変化に鑑みつつ、持論の正当性を強調させているのである。

その際、「制度」に関わる教導的役割を担うべき存在としての為政者・学識者達は「古今の諸儒口に仁慈を説て心に得ず。官職有司口に仁政を言て心に得ず。農民餓死して良田畠を亡處となせしは、誰が過失とならん、皆国君の罪科に帰すべし。不忠不貞云ふべき様なし」⁶²と、当代に亘る悲觀的事象を発生させた当事者として、又は、効果的な政策の導入を図らなかつた主体として、彼らの役割自体に着目した視点から糾弾対象の立場に位置させられ、そして、何よりも為政者主導に拠る四大急務の未導入自体が過去からの経緯を踏まえつつ「過失」とされ、為政者の責任を問う評価対象となっているのである。この引用に関して、更に補足すれば、既出の『経世秘策』「卷上」の冒頭では「默然として諦語あるべき」と「過失」の責任対象について敢えて明記しない手法が採られていたが、「卷下」のこの箇所については「国君の罪科」という痛烈な批判的記載へと変化している。これは提言がより具体的に記されてゆく叙述上の経緯に基づくものであり、持論の正当性を自覺しているからこそその執筆姿勢として理解できよう。

このように、徳川政権創成期から約二百年後に成立した『経世秘策』「卷下」は、その間の様相の変化を批判的対象として提示しつつ、その原因を徳川政権創成期に於ける政策的関与の不完全性に求め、急務としての対処を施す時節として当代を見据えている。これは歴史的経緯を踏まえた上で時勢を捉えた観察眼の所在を意味し、そこから導き出された問題意識と四大急務に集約される解決策を反映させた提言に歴史観が連綿していることを証明している。この時勢の変化と歴史的経緯の双方を融合させた観点に立脚した上で、確信を伴った仮説として四大急務の有用性が示されているのであり、太平の世としての国家を永続化させる為に不可欠な政策が既存であるという主張

を当代に対する警鐘と共に為政者側へ認知させる目的がここには存し、ひいては、立案者である利明自身の経世済民論者としての存在意義を為政者側に誇示する願望が真意として含まれているのである。

従って、神君家康の立場・行為・影響に着目した徳川時代に関する歴史叙述は、家康の描写に顕著な様に歴史観を反映した理想像の提示であるのと同時に、その時点で欠如していた効果的政策四大急務の不備を指摘する役割をも担い、当代觀を踏まえつつ、それを補完する経世済民論が利明という一人物に既存である事を為政者に知らせる目的の論理的根拠⁶³としての包括的な役割を担っていたといえよう。

おわりに

本稿では、利明の通史的歴史叙述を対象とし、（1）利明の歴史観の特性・（2）歴史観が『経世秘策』「巻下」に於いて果たした役割、の以上二点に着目して考察を試みてきた。最後にこれらを踏まえつつ、利明の歴史観の意義について纏めて終わりとしたい。

先ず〈1〉神武帝～豊臣秀吉の時代觀より導き出した成果は歴史観の特性を如実に顕在化させたものであり、

- ①皇統連續是認觀
- ②「賢臣」—「静」—「明」・「佞臣」—「騒」—「暗」の両面で社会事象としての歴史的経緯を捉えた二元的歴史構成觀
- ③皇統に対する臣の在り方を示した理想的君臣関係觀

の三つが特記すべき根幹的特性と規定しうる。この要素に「運」及び人物の資質とは裏腹な権力の推移に象徴される不条理な現実について批判的見地を含めながら受容する觀点や、神罰・因果応報といった形而上の觀点といった補充的特性が組み込まれ、これら全てが有機的に関連しあいながら諸事象が展開されてゆくものとして過去が捉えられていたと位置付けられる。

更にこの発想を背景としながら、史上に於ける人物の資質・立場・行為・影響に着目し、礼賛・批判対象に彼らを位置させつつ彼らの存在意義を示し、それを根拠として歴史観の論理的側面を補強させている点も強調すべき特性であるといえよう。その際、これら特性が反映された人物楠木正成の意義が特に強調され、臣であり、尚且つ為政者としての役割が理想的觀点のもとで示されているのである。同様の特性は、〈2〉徳川時代觀からも導きだされ、その象徴的人物である徳川家康像の提示を通じ、前代から連綿する理想的願望の実現化過程が段階性を伴いつつ進捗してゆく様相が表わされている。そして、正成が成しえなかった理想の具現化を果たした人物としての価値を証明する為に歴史観の特性に基づく理想論が正成像から家康像へと連続的に反映されており、利明の抱く理想を進展させた徳川家康の歴史的意義を際立たせる為の役割を歴史観の特性が担っているのである。

但し、徳川政権創成期には政策四大急務が欠如しており、利明の在世時に顕在化していた社会不安の様相を根拠として、導入の契機を逃した歴史的過程が糾弾対象となっており、それに対応すべく、四大急務の有用性が当代の急務として主張されているのである。これは歴史認識を根拠とした経世済民論についての正当性を証明する方法で理論化へと結びつけた主張としても換言することができよう。

この見解に、利明が意識していた理想社会の構築化といった観点と、『経世秘策』「巻上」・「巻下」で表明した提言の意図を踏まえつつ、分析対象としてきた歴史認識を検めて捉えてみると、利明が歴史叙述を行った目的が更に浮き彫りとなる。第二章で触れた、四大急務の有用性の強調に特徴付けられる『経世秘策』「巻上」・「巻下」はそれぞれの冒頭で示された文言より、経世済民論としての思想の一貫性を有しており、日本国家に属する「臣」としての社会的立場を利明本人が自認した上で、万民の貧富に関わる為政者の役割についての提言を主張する意図のもとで表された著述であることは既述の通りである。

ここで歴史叙述に於いて、再三強調されてきた臣という立場に着目してみると、利明の描写した日本通史は必ず皇統と臣の関係性に着眼されていたことに気付く。この観点は「賢臣」・「佞臣」という二元的歴史構成観や、理想的臣の在り方の象徴である楠木正成・徳川家康の礼賛に反映されているものであるのと同時に、臣という共通の要素が正成一家康一利明に貫通しているという事実も表している。これに理想的臣の在り方を完遂しながらも不遇の生涯を閉じた正成、正成同様の理想的臣であり尚且つ正成が成し得なかった理想を天下統一により現実社会に具現化した家康、家康が導入の契機を逃した政策四大急務を経世済民論として立案した利明、といった三者の立場・行動の関係性に鑑みれば、各人に欠如していた要素が次代に於いて補完されてゆくという様な連続性を伴った法則の提示として理解でき、そこから利明の思考の中に願望として位置していた「臣」正成一「臣」家康一「臣」利明という、いわば理想社会構築主体としての系譜を導き出すことができる。

更にこの系譜以降に該当する四大急務導入後に於いては、究極の理想的社会、いわゆる「國家豊饒」が永続化されると確信されている事を念頭に置けば、国家が未完成から完成に至る道程として歴史叙述が展開されていると理解でき、それを確定するのが利明の持論四大急務に集約される経世済民論であるという論理が成り立つのである。換言すれば、正成の行為一家康の行為一利明の経世済民論=永続的な国家豊饒という段階的論法で持論の有用性・正当性が示されているのである。従って、神武帝～徳川時代に亘る歴史叙述は利明の経世済民論者としての存在意義を明確化する為の理論的根拠としての役割を果たし、歴史叙述に含有される歴史観の特性は、理論の根幹としての有機的な役割を担っていたと位置付けることができる。

以上から、利明の歴史観の意義とは、利明的歴史観の特性に拠り構成される歴史叙述を導き出し、利明の具体策四大急務に集約される経世済民論⁶⁴を為政者側に有用な提言としての妥当性を伝える一方法としての役割を担っていたといえよう。

- 1 本庄栄治郎「本多利明集解題」『本多利明集』（誠文堂新光社、一九三五年）・「本多利明の研究」『日本經濟思想史研究 下巻』（日本評論社、一九六六年）。尚、「本多利明の研究」は「本多利明集解題」を再録した体裁のものである。
- 2 野村兼太郎「本多利明」『徳川時代の経済思想』（日本評論社、一九三九年）。
- 3 阿部真琴「本田利明の伝記的研究（一）～（六）」『ヒストリア』一一一三・一五～一七号（一九五五～六年）に連載。
- 4 塚谷晃弘「解説 本多利明」及び「江戸後期における経世家の二つの型—本多利明と海保青陵の場合一」『日本思想大系四四 海保青陵 本多利明』（岩波書店、一九七〇年）。
- 5 徳川時代に於いて「経世済民」の略語である「経済」という用語を使用する場合は「政治」としての汎用性（政策・道徳・秩序等を包括する）を持つ意味と「理財」「食貨」としての解釈の両方を念頭に置かねばならない。この見解は河野健二氏「経済学の日本の土壤—徳川期の経済思想・試論一」経済学史学会編『日本の経済学—日本人の経済的思惟の軌跡一』（東洋経済新報社、一九八四年）・逆井孝仁氏「明治以前の経済思想—近世経済思想史研究の問題点」経済学史学会編『日本の経済学—日本人の経済的思惟の軌跡一』（東洋経済新報社、一九八四年）・川口浩氏「近世的経済主体の出現」杉原四郎・逆井孝仁・藤原昭夫・藤井隆至編『日本の経済思想四百年』（日本経済評論社、一九九〇年）の成果に拠るものであり、徳川時代に於ける用語「経済」の多義性を示唆するものである。
- 6 玉懸博之氏は「歴史観」について「歴史観とは、歴史そのものないし歴史の本質は何であるかという問い合わせに対する解であるといってよい。具体的には歴史的世界の構造やその展開の原因をめぐる見解をさす。もっといえば、歴史的世界がいかなる主要素から成り、それらの主要素がいかに関わりながら歴史の展開をなさしめているか、という事柄をめぐる見解をさす」（玉懸博之『近世日本の歴史思想』（ペリカン社、二〇〇七年）、三六六頁）と定義している。又、「歴史思想」についても言及しており、「歴史観・歴史像そして史学論からなる歴史思想はいまでもなく、日本史上、各時代の異なる政治的・社会的現実そして思想—世界観・人間観などに規定されつつ、それぞれの時代の刻印をおびて、時代ごとに異なる姿をとって形成されている」（同書、三六七頁）と指摘している。
- 7 徳川時代に於ける歴史書・歴史観の網羅的理解については大久保利謙氏の成果（『日本近代史学史』（白揚社、一九四〇年））・尾藤正英氏の成果（「日本における歴史意識の発展」『岩波講座日本歴史 二二 別巻（一）』（岩波書店、一九六三年））・松本三之介氏の成果（「近世における歴史叙述とその思想」『日本思想大系四八 近世史論集』（岩波書店、一九七四年））・小沢栄一氏の成果（『近世史学思想史研究』（吉川弘文館、一九七四年））・玉懸博之氏の成果（『近世日本の歴史思想』（ペリカン社、二〇〇七年））に依拠するところが大きい。尚、玉懸氏の著作に採録された「〔補論—研究史〕近世前期の歴史思想—近世武家史学の成立・成熟をめぐって一」（同書、三六四～三八九頁）は近世前期の歴史思想分析に於ける問題点や該当期に於ける歴史思想の意義に関する研究成果について持論を踏まえつつ整理したものであり、近世日本の歴史観研究に多くの示唆を与え得る労作である。
- 8 永田広志『永田広志日本思想史研究』一巻（法政大学出版局、一九六七年）、二〇一～二頁。
- 9 本稿は利明の歴史観固有の位置づけを課題としている為、玉懸博之氏が主張する「近世歴史思想の“展開史”」（玉懸博之『近世日本の歴史思想』（ペリカン社、二〇〇七年）、三九一頁）にまで踏み込んだ考察は行っていない。但し、展開史の中に於ける利明的歴史観の位置を規定しうる可能性も視野にいれるべきであり、それに関する考察については今後の課題としたい。尚、本稿の（注）に於いて重要な歴史的観点や他者の歴史観については適宜触れてゆく。
- 10 本稿に於ける『経世秘策』の資料引用については『日本思想大系四四 本多利明 海保青陵』（岩

波書店、一九七〇年）所収の翻刻版（「巻上」・「巻下」→国立国会図書館蔵本、「補遺」・「後編」→神宮文庫蔵本『国家豊饒策』）を基本的引用として使用し（以下、資料引用につき〔『経世秘策』「巻～」大系～頁〕と略記する）、適宜、版本である東北大学附属図書館狩野文庫蔵『経世秘策』「巻上」・「巻下」（マイクロフィルム請求記号 FCA—002）を参照した。

- 11 大系本（国会図書館蔵版）では両巻共に「無名老夫著」と記されている（大系一二、二二頁）。
- 12 『経世秘策』「巻上」大系二一頁。尚、狩野文庫蔵の版本には「此段憚る事の多ければ別紙に書記して爰に洩し畢んぬ」とあり、大系本との若干の違いが認められるのと同時に、"別紙"という体裁で作成した形跡が窺える。
- 13 『経世秘策』「巻下」大系二二頁。
- 14 『経世秘策』「巻下」大系四二頁。
- 15 『経世秘策』「補遺」大系四四頁。
- 16 『経世秘策』「後編」大系五二頁。
- 17 「後編」については「名て国家豊饒策後編と題す」〈『経世秘策』「後編」大系五三頁〉と記されるよう、「経世秘策」という題目は付されていない。
- 18 『経世秘策』「後編」大系五三頁。
- 19 『経世秘策』「巻上」大系一二頁。
- 20 以下に言及を憚る場合の逃げ口上の一つを例示しておく。「詳に今爰に述る事は恐れありて妄りに述難く、互に誓詞を立て、密室に入て詳に説くべし」〈『西域物語』「巻中」（大系、一二七頁）〉。
- 21 『経世秘策』「巻下」大系二二頁。
- 22 「善政」と「悪政治」という文言の対比的関係を示す様に、「巻上」冒頭同様の二元的見地が「巻下」冒頭でも明記されていることは、思想展開に於ける利明の特徴的要素として状況認識に関する一貫性を示すものとして理解できる。
- 23 『経世秘策』「巻下」大系二二頁。
- 24 塚谷晃弘氏は「自然治道はそれ自体が「天理」であるとともに、具体的な術策、すなわち国家豊饒策=富国策であり、「作為」によって到達しうる“永久不易”的理想像をも意味する、一種の複合概念といえる」〈塚谷晃弘「解説 本多利明」『日本思想大系四四 海保青陵 本多利明』（岩波書店、一九七〇年）、四五五～六頁〉と位置付けている。
- 25 『経世秘策』「巻下」大系二二～三頁。
- 26 「皇統」に関する概括的理解として亀谷弘明氏は「万世一系」的な皇統譜（=天皇の系譜）について「欽明朝頃成立し、さらに七世紀後半の天武朝の修史事業により整備されたと考えられる」そして平安時代後半に「日本の天皇が易姓革命のある中国と異なり、「一姓」の国王が六四代続いてきた」という意識が定着し、「万世一系」イデオロギーも確立したと考えられる」〈亀谷弘明「万世一系—皇統譜の成立とよみかえの歴史」歴史科学協議会編『天皇・天皇制をよむ』（東京大学出版会、二〇〇八年）、五二～四頁〉とその起源と展開過程を指摘している。更に補足すれば、皇統の原理を変える意図の所在も史実としてあり、即位詔に関連する「不改常典」の影響に着目した上で「聖武の即位の正当化という目的のみとどまらず、皇統の原理を、それまでの近親婚による男子の直系から、藤原氏を母とする男子の直系に変えてゆくという方向性を持ったものであったと考えられる」〈篠川賢「皇統の原理と「不改常典」」佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の社会と政治』（吉川弘文館、一九九五年）、一二一頁〉という見解に代表されるように、近代になり明らかにされた成果がある。
- 27 利明が日本の皇統に対する比較対象とした易姓革命に基づく中国の歴史について、同時代人の前野良沢は『管轄秘言』に於いて「殷・周ヨリ以下、明ニ至ルマデ、命ヲ革ムル者廿余主、共ニ篡奪ニアラザル者ハ稀ナリ。故ニ勝敗興亡ノ移ルコト環ノ端ナキガ如シ。欧羅巴ノ洲中、古ヨリ篡奪ヲ以テスルモノ、天下國家ニ君タルコトヲ得ズ」〈佐藤昌介校注「管轄秘言」『日本思想大系 六四 洋学 上』（岩波書店、一九七六年）、一六二頁〉と記している。これは、易姓革命の有無を基準と

した中国とヨーロッパの歴史的経緯を示したものである。利明・良沢共に易姓革命を相対化している点は興味深い。

- 28 奈良朝から平安朝への移行期に於ける皇位継承に関する諸問題に着目し、皇統意識の分析を行った瀧浪貞子氏は「皇統は皇位継承上、問題のある時に自覚されるものであった。換言すれば皇統とは自分の立場を意味づけ、合理化する必要のある時に主張され、武器とされるものであった。(中略) 皇統意識は、時々の政治情勢・力関係をもつとも敏感に反映し、そして消えていったものといえるようである」(瀧浪貞子『日本古代宮廷社会の研究』(思文閣、一九九一年), 一四八~一五一頁) と総括している。
- 29 「皇統を正し一系をいう神国觀は虎閻師鍊の元亨釈書を通して直接禪の伝燈によって理論づけられた」(太田悌蔵「伝燈・道統・皇統」『印度学仏教学研究』四巻一号(一九五六年)) 北畠親房の『神皇正統記』は「日本の国土は天照大神の子孫が統治し、そのことは永遠に変わらない旨を明らかにした神勅を示し、天照大神の形代としての神鏡と、神璽・宝剣とを三種神器として授け、それを皇位のシンボルとして伝えて行くよう命じたことを、皇統の根源として説明する。そして人王第一代の神武天皇から第九十六代の後村上天皇に至るまで、皇位がどのように受けつがれてきたかを説き明かそうとして」書かれたもの(大隅和男「持続と変革—神話から歴史へー」相良亭・尾藤正英・秋山慶編『講座 日本思想』四巻(東京大学出版会、一九八四年), 一五四頁) であり、皇統の根源を三種神器に求めた点が注目される。尚、利明はそれに直接触れていない。
- 30 中村安宏「林述齋と佐藤一齋の皇統意識について」『アルテス リベラレス』七二号(二〇〇三年)。
- 31 用語「神国」の資料上の初見について鍛代敏雄氏は「「神国」という言葉は『日本書紀』にはじめてみえる。仲哀天皇紀九年十月条(神功皇后紀)には、次のように書かれている。
 (新羅王曰) 吾聞く、東に神国有り、日本と謂ふ、亦聖王有り、天皇と謂ふ、必ず其の国の神兵ならむ、豈兵を挙げて距くべけむや、といひて、即ち素施あげて自ら服ひぬ
 『日本書紀』の成立した八世紀初頭に、「神国」の史料上の始原をたしかめることはできるが、この「神国」の記載は、『百濟記』が出典であったと考えられている」(鍛代敏雄『神國論の系譜』(法藏館、二〇〇六年), 七頁) と指摘している。尚、近世に於ける為政者の神国觀に着目した成果として、高木昭作氏の労作『將軍権力と天皇—秀吉・家康の神国觀—』(青木書店、二〇〇三年) があり、神国イデオロギーによる統治理論が明らかにされている。
- 32 佐藤弘夫『神国日本』(筑摩書房、二〇〇六年), 二〇九~一〇頁。
- 33 『経世秘策』「卷下」大系二三頁。
- 34 『経世秘策』「卷下」大系二三頁。
- 35 『経世秘策』「卷下」大系二三頁。尚、丸山眞男氏の「歴史の不可逆性の認識が定着するのは、江戸時代になってからであるが、その際に不可逆性の認識と結びついて「天下の大勢一変す」という命題が、さまざまの歴史叙述を通じて集中的に適用されるのは、やはり王政から武家政への転換期を扱う場面であった」(丸山眞男「歴史意識の「古層」」「忠誠と反逆—転形期日本の精神史位相ー」(筑摩書房、一九九二年), 三三三頁) という指摘に鑑みれば、「天下は恣に武家一統となせり」と記した見解も同様の歴史の転換期觀に属するものとして理解できる。
- 36 『経世秘策』「卷下」大系二三~四頁。尚、利明に拠る公家一統の世と武家一統の世という認識については、「中世日本の政治を、公家勢力と武家勢力の二元的対立構造と解し、その上に儀礼的存在として天皇があるものとした」(大久保利謙「解説」村岡典嗣校訂『読史余論』(岩波書店、一九三六年), 三一七頁) 新井白石の『読史余論』に於いて展開された見解との類似性が指摘できる。尚、『読史余論』は摂関政治の開始から徳川家康までの政治主体の変遷に着目した上で、公家政権の歴史変革を「九変」、武家政権の歴史変革を「五変」と順次に捉え、徳川政権成立の正統性を強調した著述である。尚、『読史余論』については尾藤正英氏の成果(「新井白石の歴史思想」『日本思想』大系三

五 新井白石』（岩波書店、一九七五年）、五六五～八頁）を、新井白石については宮崎道生氏の成果〈『新井白石の研究』（吉川弘文館、一九五八年）〉をそれぞれ参照した。

- 37 『経世秘策』「卷下」大系二四頁。
- 38 『経世秘策』「卷下」大系二四頁。
- 39 利明と同様の記載により楠木正成を評価した人物として熊沢蕃山がいる。蕃山の「正成は氣質に知仁勇有し者なれば」（『孝經外伝或問』「卷一下」）という文言を代表例として「正成を以て知（智）仁勇兼備の士とする評価は他著にも見え、総じて蕃山の著書では正成は事にふれて取りあげられ、義経と並称されているばかりでなく、義経以上の評価が与えられている」（宮崎道生『熊沢蕃山の研究』（思文閣、一九九〇年）、一九〇～一頁）と位置付けられている。
- 40 宮崎道生『熊沢蕃山の研究』（思文閣、一九九〇年）、二〇〇頁。
- 41 利明は『経世秘策』「卷上」冒頭に於いて「我も固より臣なれば」と自らの論者としての立場を「臣」として表明し、持論を残す意図のもとで著述を展開している。この態度は「臣」としての理想像であった楠木正成が時勢を念頭に置きつつ、子孫に教戒を遺した記載と同種の態度であるといえる。従って、正成の描写を通じて、持論としての経世済民論者を後世に託す意図の所在として理解しうる。
- 42 『経世秘策』「卷下」大系二四～五頁。
- 43 『経世秘策』「卷下」大系二五頁。
- 44 豊臣秀吉の事蹟については「秀吉公僅の治世にだに、金四十六万五千両（今の通用金にかへ七十六万七千二百五十両）、天正十六年四月、諸侯に頒ち与へ給へり。長寿にあらば、支那までも日本の属国となるべき勢ひありしが、不幸にして慶長三年八月十八日、六十三歳にて薨去なり。」（『経世秘策』「卷下」大系三六頁）とも記している。又、「大坂に日本第一の湊あり、秀吉公在城せられしより猶追々此湊繁昌して、日本国中の米穀及び外産物迄も、皆此地に渡海・運送・交易せざれば埒明難き風俗とはなりたる也。豪富群居せし故なり。日本の諸産物皆東都へこそ、渡海・運送・交易の直段決著すべきを、左はなくして大坂に於て直段相場の決著とは金銀の威勢ならん。皆是秀吉公の遺徳なり。」（『経世秘策』「卷下」大系四〇頁）とも記し、これは大坂の港湾整備に拠る繁栄を秀吉の「遺徳」として評価したものである。但し、この記述の真意は四大急務に於ける重要な政策である渡海・運送・交易により東都（江戸）の繁栄を期待する見解であり、秀吉の事蹟が当代に齎した影響を背景として物資流通の要衝を大坂から江戸へとシフトすべき主張が利明の真意である。
- 45 『経世秘策』「卷下」大系二五頁。
- 46 曾根原理氏は「「神君」の語は、寛文十年（一六七〇）に林鷺峰によって完成された『本朝通鑑』などにも見え、そうした觀念のすでに発生していたことが確認できる。寛文二年（一六六二）に刊行された『羅山林先生文集』所収の「寛永戊辰日光山斎会記」には、寛永五年（一六二八）の家康十三回忌について「皇考神君ノ十三周忌」と記され、これが当初からの表現であるなら、羅山は寛永五年時点で「神君」の語を使用していたことになる」（曾根原理『神君家康の誕生—東照宮と権現様—』（吉川弘文館、二〇〇八年）、一六二頁）と指摘している。
- 47 『経世秘策』「卷下」（版本）に於いて利明は必ず闕字の下で「神君」表記を行っている。それだけでなく、皇統に関する人物・表現についても同様である。この記載方法は近世の資料に於いてよくみられるものであるが、皇統と神君家康を同格に位置付けていた可能性も指摘しうる。尚、「卷下」に於いて闕字の対象となった文言を以下に列挙しておく。
 〈神武帝・皇統・帝位・神武以来の郡県の法・後一条帝・後醍醐天皇・後醍醐帝・光嚴帝・神君・大御所・新將軍への御遺戒〉
- 48 尚、天皇と將軍両者の関係性と存在意義について、長崎出島を拠点として近世日本を実体験したドイツ人医師ケンペル（Kaempfer Engelbert, 1651–1716）の見解は「天皇のことを、宗教的世界での世襲の皇帝としてとらえており、賴朝にはじまる將軍のことを、世俗の世界の皇帝と分けてい

る」〈和歌森太郎『天皇制の歴史心理』(弘文堂, 一九七三年), 一五七~八頁〉というものであり, 外国人の理解を通じた近世の二元的権威觀として興味深い。

- 49 和歌森太郎『天皇制の歴史心理』(弘文堂, 一九七三年), 一四七~八頁。
- 50 尾藤正英「皇国史觀の成立」相良亭・尾藤正英・秋山虔編『講座 日本思想』四巻(東京大学出版会, 一九八四年), 三二三頁。
- 51 「智仁勇」については、「書を読み, 智を磨き, 武を学で勇を励し, 勉て仁を行ひ」(『経世秘策』「卷下」大系二六頁。)とも記している。
- 52 『経世秘策』「卷下」大系二五頁。尚, 「扱又諸侯を妻子共に江戸の城下に置給ひ, 一年づゝ交代して, 領国の政事を聞かしめ給ふ事, □神君深き御思慮あつてのことなるべし。諸侯各国を豊饒になし, 文武に懈怠なき様にと兼て領国の士民へ教導し置, 一年の在国にて油断なく試むべきは, 国君の守護職の道なり」(『経世秘策』「卷下」大系二六頁)と参勤交代を探り上げ, 家康の実践的政策面に関する例示も記載されている。
- 53 神君家康の神格化の意図について, 尾藤正英氏は「人が現世の功業によって神となるということは, 新しい「神」観念の創造を意味していた。織田信長にも, 自己の神格化をはかっていた事実のあることが伝えられており, またのちに徳川家康が東照大権現として祀られたのも, 同じ「神」観念にもとづくものであって, それぞれ自己が生前に建設した国家の守護神となることを意図していたと考えられる〈尾藤正英『皇国史觀の成立』相良亭・尾藤正英・秋山虔編『講座 日本思想』四巻(東京大学出版会, 一九八四年), 三一九~二〇頁〉と指摘している。尚, 近世に於ける為政者の神格化については, 石毛忠「徳川イデオロギーの特質—『東照宮御遺訓』と『東照社縁起』—」『日本歴史』五九五号(一九九七年), 北島正元「徳川家康の神格化について」『国史学』九四号(一九七四年), 大桑斉「徳川將軍権力と宗教—王権神話の創出」網野善彦・樺山紘一・宮田登・安丸良夫・山本幸司編『岩波講座 天皇と王権を考える 四巻—宗教と権威—』(岩波書店, 二〇〇二年)を参照した。
- 54 衣笠安喜氏は利明の徳川家康觀について「仁政の思想の上に立った家康觀」という位置付けのもとで, 利明にとっての仁政とは「天下の困窮を救うことにはかならず, しかもその救済は農民を中心と考えられねばならない」(衣笠安喜「幕藩体制と政治思想—仁政思想の展開」古川哲史・石田一良編『日本思想史講座 四巻 近世の思想一』(雄山閣, 一九七六年), 四六~九頁)と指摘した。但し, この成果は『経世秘策』のみを分析対象とした考察ではなく, 幾つかの著述を対象とした網羅的考察である。
- 55 『経世秘策』「卷下」二五~二六頁。
- 56 『経世秘策』「卷下」大系二六頁。尚, 死後を念頭に置いた家康の行動は神格化に関する意識も含んでおり, 曽根原理氏は天海の証言や崇伝の記録(『本光国師日記』), そして『徳川実紀』を検証した上で, 「神になり子孫を守ることに対し, 家康が非協力的であったとは思えない。どこまで「山王一実」流を意識していたかはともかく, 家康自身の志向は明らかに, 後世の規範→神格化への方向にあったといえよう」(曾根原理『徳川家康神格化への道—中世天台思想の展開一』(吉川弘文館, 一九九六年), 二二八頁)と指摘している。
- 57 『経世秘策』「卷下」大系二六頁。
- 58 『経世秘策』「卷下」大系二六~七頁。
- 59 『経世秘策』「卷下」大系二七頁。
- 60 『経世秘策』「卷下」大系二七頁。この引用で利明が「國家豊饒」を「勢」として捉えている点は興味深い。玉懸博之氏が『読史余論』に示された「勢」・「変」觀を探り上げて導き出した「白石が歴史世界の中に、勢として表現されるような、個人を超えたある種の社会的力が存するとし、かつその力を歴史を形成する重要な要素としてとらえていること—これを歴史の世界の個人の側からみるならば歴史世界の個々の人はそのような社会的勢をよかれあしかれ不可避的にうけて生きるもの

としてとらえられていること一は動かせないであろう」〈玉懸博之『近世日本の歴史思想』（ペリカン社、二〇〇七年）、三〇九頁〉という見解に基づけば、幾つか散見される利明の使用例から白石同様の「個人を超えたある種の社会的力」として「勢」を捉えていた可能性が高いといえよう。

- 61 『経世秘策』「巻下」大系二八頁。
- 62 『経世秘策』「巻下」大系二八頁。
- 63 利明の歴史観は「規範を古に求めるという点では保守的であろうが、現実に即応し将来の規式たらしめようという点は現実主義的であり、同時に前望的であると云うことも出来よう。いわゆる稽古照今が白石の史觀であると認められる」〈宮崎道生『新井白石の研究 増訂版』（吉川弘文館、一九六九年）、五三一頁〉と位置付けられた新井白石の歴史観と類似している要素が多く、特に過去・当代・未来を連続的に捉えつつ、現実的政策に着目していた点に於いては白石的歴史観を何らかの経緯でもって素養としていた可能性を指摘できる。
- 64 「寛文～元禄～享保期に、農工生産力の飛躍的な増大と商品経済の画期的伸張にともない、農学をはじめとする技術学や経験的実用科学が勃興し、農学の宮崎安貞、本草学の貝原益軒・稻生若水、天文暦学の渋川春海・西川如見、地理学や歴史学の新井白石、和算の関孝和・建部賢弘、古医方の名古屋玄医・後藤艮山といった著名な学者が踵を接してあらわれてきた事実を、何としてもあげなければならない。かれらがみずからの学を実学と称したかいなれば問うまでもなく、こうした諸学術こそ経験的・実証的・実践的で、批判的・合理的性格をはらみ、現実に役だつという意味で、実学らしい実学である」と位置付けた杉本勲氏の見解（『近世実学史の研究』（吉川弘文館、一九六二年）、四〇頁）に基づきつつ、利明の歴史叙述が現実社会へ対する実践的主張としての経世済民論へ連動している点を考慮すれば、利明の歴史観も実学の系譜に連なる要素を有していたという説も成り立つといえよう。